第百三十一条第一号中「名称」の下に「（当該委託先が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）」を加える。

第百四十七条第三号中「発行者」の下に「又は所有者」を加え、「発行価格の総額」を「発行価額若しくは当該有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の価額の総額（当該元引受契約が令第十五条第三号に掲げる契約である場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含む。）」に改め、同条第四号中「申込み」の下に「（法第二条第六項第三号に掲げるものを行っている場合にあっては、同号に規定する新株予約権を取得した者による当該新株予約権の行使）」を、「投資助言業務に関して当該有価証券」の下に「（同号に掲げるものを行っている場合にあっては、当該新株予約権の行使により取得される有価証券。以下この号において同じ。）」を加える。

第百五十条第四号中「行う有価証券」の下に「（当該有価証券の引受人となる委託金融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使により取得される有価証券を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「有価証券の引受けを行った」を削る。

第百五十三条第一項第三号中「、当該有価証券」の下に「（当該金融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使により取得される有価証券を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同項第五号中「その顧客に当該有価証券」の下に「（当該金融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権を行使することにより取得する有価証券。以下この号において同じ。）」を加え、同項第六号中「子法人等に当該有価証券」の下に「（当該金融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権を行使することにより取得する有価証券。以下この号において同じ。）」を加え、同項第十三号中「申込み」の下に「（当該親法人等又は子法人等が法第二条第六項第三号に掲げるものを行っている場合にあっては、同号に規定する新株予約権を取得した者による当該新株予約権の行使）」を、「投資助言業務に関して当該有価証券」の下に「（当該親法人等又は子法人等が同号に掲げるものを行っている場合にあっては、当該新株予約権の行使により取得される有価証券。以下この号において同じ。）」を加える。

第百五十四条第三号中「に当該有価証券」の下に「（当該親法人等又は子法人等が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権を行使することにより取得する有価証券。以下この号において同じ。）」を加え、同条第七号中「申込み」の下に「（当該親法人等又は子法人等が法第二条第六項第三号に掲げるものを行っている場合にあっては、同号に規定する新株予約権を取得した者による当該新株予約権の行使）」を、「投資助言業務に関して当該有価証券」の下に「（当該親法人等又は子法人等が同号に掲げるものを行っている場合にあっては、当該新株予約権の行使により取得される有価証券。以下この号において同じ。）」を加える。

第二百三十六条に次の一項を加える。

3　第一項の届出書には、登記事項証明書（個人であるときは、住民票の抄本）又はこれに代わる書面を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

第二百三十八条中「法第百九十四条の六第三項各号に掲げる行為を業として行う場合には、その旨」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第百九十四条の六第三項各号に掲げる行為を業として行う場合には、その旨

二　法第六十三条第一項第一号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる事項

イ　当該業務に係る出資対象事業持分の名称

ロ　当該業務に係る出資対象事業持分を取得する適格機関投資家（当該適格機関投資家が二名以上あるときは、そのうち少なくとも一名）の商号、名称又は氏名

三　法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる事項

イ　当該業務に係る出資対象事業持分の名称

ロ　当該業務に係る出資対象事業持分を有する適格機関投資家（当該適格機関投資家が二名以上あるときは、そのうち少なくとも一名）の商号、名称又は氏名

第二百三十九条に次の一項を加える。

4　第一項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一　法第六十三条第二項第一号に掲げる事項について変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書（個人であるときは、住民票の抄本）又はこれに代わる書面

二　法第六十三条第二項第二号、第三号又は第六号に掲げる事項について変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

第二百四十四条に次の一項を加える。

2　法第六十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百三十八条第二号及び第三号に掲げる事項とする。

第二百四十四条の次に次の一条を加える。

（金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出）

第二百四十四条の二　法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

第二百五十八条に次の一号を加える。

四　本店等の名称及び所在地

第二百七十五条第一項第十一号中「決定」の下に「（法第百六十七条第二項ただし書に規定する基準に該当するものを除く。）」を加え、同項第十六号中「外国会社報告書等」を「外国会社届出書等」に改め、同項第二十七号中「売出しをする自己の株式」を「処分する自己株式」に、「、当該有価証券」を「、これらの有価証券（当該委託金融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使により取得される有価証券を含む。以下この号において同じ。）」に、「法第二条第十一項第一号」を「同条第十一項第一号」に改め、「当該有価証券の引受けを行った」を削る。

第二百九十五条第三項第一号ト中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

別紙様式第一号第2面の表を次のように改める。

＊登　録　番　号　　財務（支）局長（金商）第　　号（　年　月　日）

＊金融商品取引業者の第30条第1項の認可　　認可の有無　　認可年月日

1　法人・個人の別	法人	個人
2　商号又は名称（ふりがな）		
3　氏名（ふりがな）		
4　法人であるときは、資本金の額又は出資の総額（第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあっては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額）	別添1のとおり	